

解約されるお客様へ～必ずお読みください～

※法人契約（社宅代行）の場合は規定の書類でも解約申請可能です。詳細は当社までお問い合わせください。
TEL:042-368-3331 FAX:042-360-3357 MAIL:meisei@meisei-shouji.co.jp

※当フォームと契約書類の内容に相違がある場合、契約書類の記載内容を優先いたします。
※当ご案内は必要に応じてスクリーンショットかPDFのダウンロードをお願いいたします。
※解約申請後は原則「変更・取消」はできませんのでご注意ください。

1 解約日

解約日は解約申請日から1カ月後以降となります。 ※契約によっては期間が異なる場合がございます。
(例：10/10に申出→11/9が最短解約日)
解約日の前に退去された場合でも、解約日まで賃料は発生いたします。

2 解約月賃料・共益費

賃料は解約日まで発生いたします。
解約月の賃料・共益費は、通常通り1カ月分のお支払をお願いいたします。
後日、日割り計算の上、指定口座へご返金いたします。
ご自身で口座振替・自動送金のお手続きをされている方は解約月以降の解約手続きをお願いいたします。

3 敷金精算

退去立会后、1カ月後以降を目安に返金いたします。(2～4月は混み合うため、返金に日数がかかる場合がございます)
契約書類に記載の通り、クリーニング費用・原状回復費用等を差し引かせて頂いてのご返金となります。
※オーナー様管理物件はオーナー様より直接ご返金となります。
※敷金では不足が発生する場合、別途費用をご請求いたします。

4 退去時クリーニング

契約書類に記載の通り、クリーニング費用は退去者様負担となります。
物件によっては契約時にクリーニング費用をお支払頂いております。詳細はお手元の契約書類をご確認ください。

5 ゴミ・粗大ゴミ

ゴミ：各自治体で指定された方法に従い、決められた収集日に出してください。
退去時に分別されていないゴミが見受けられる場合、分別をやり直して頂く可能性がございます。
粗大ゴミ：各自治体のHP等をご確認ください。通常、申込から回収まで日数がかかります。
必ず契約期間内に処分をお願いいたします。
※解約日以降も専有部や共用部に荷物が残っている場合、「搬出・処分に関わる費用」は借主様負担となります。

6 家電リサイクル

冷蔵庫等は法令に基づき、電気店やリサイクル業者にて処分してください。

7 インターネット回線の解約

J:COMやインターネット回線をご利用の方は解約手続きをお願いいたします。
J:COMをご利用の方は、下記フォームかお電話にて、解約手続き可能です。
[J:COM解約フォーム](#) TEL:0120-999-000
※機器撤去の立会は当社では対応していません。必ず契約期間内に借主様ご自身でお立会いください。

8 ライフラインの解約

退去立会までに電気・ガス・水道等の解約手続きをお願いいたします。
冬季の間、電気は必ず解約日まで通電し、ブレーカーを上げたままにしてください。
給湯器の凍結防止装置が働かなくなるため、通電やブレーカーの関係で給湯器が故障した場合、費用は入居者様負担となりますので、ご注意ください。

9 住所変更手続き

郵便物の転送手続き ([郵便局e転居サイト](#))、ショッピングサイト・メール便等の住所変更をお願いいたします。
また、住民票等の移転手続きもお願いいたします。

10 火災保険

解約手続きをお願いいたします。契約の残存期間により、月割りで返金の可能性がございます。
・当社にて加入（宅建ファミリー共済）：お手元の解約届を郵送頂くか、0120-0810-62へご連絡ください。
・ご自身で加入：各保険会社へご連絡ください。
※火災保険が適用可能と思われる事項がございましたら、事前に当社へお知らせください。
(網入ガラスの割れ、洗面台の割れ等)

11 立会日時の打ち合わせ

退去日に家具や荷物が無い状態で入居者様とお部屋の状況を確認いたします。
当社管理物件：当社の担当者が現地にお伺いいたします。立会のお時間が決まりましたら、当社にお知らせください。
※定休日等により立会出来ない場合は、別の方法をご案内いたします。
オーナー様管理物件：各オーナー様が現地にお伺いいたします。オーナー様と直接日時の調整をお願いいたします。

12 鍵の返却

鍵は退去立会時に立会者へ全てご返却ください。(入居後に作成したスペアキー含む)
ご実家等に鍵を預けている場合、事前に回収をお願いいたします。
鍵に不足がある場合、鍵の交換費用をご負担頂きます。